

# 国際ビジネス紛争解決の最新動向と 紛争予防のための契約書作成のポイント

- 日 時● 2018年 4月 16日(月) 13:00~17:00
- 会 場● 東京・麹町『企業研究会 セミナールーム』 TEL: 03-5215-3516
- 講 師● アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
パートナー弁護士 井上 葵 氏

【経歴】東京大学法学部卒業。米国コロンビア大学ロースクール法学修士課程(LL.M.)修了。2004年弁護士登録、2011年ニューヨーク州弁護士登録。慶應義塾大学法科大学院非常勤講師。日弁連国際業務推進センター国際商事・投資仲裁 ADR 部会幹事。公益社団法人日本仲裁人協会 研究委員会委員長。国内外の訴訟・仲裁などの紛争解決及び国際取引案件を主要な業務分野とする。日本経済新聞社「2017年に活躍した弁護士ランキング」国際紛争・訴訟分野総合2位。国際ビジネス紛争解決に関する著書・論文・講演多数。

## ◆開催にあたって

近年、経済のグローバル化及び日本企業のアジア新興国等への進出の加速に伴い、日本企業が当事者となる国際紛争案件も増加しています。各仲裁機関は、ユーザーにとってより迅速で効率的な紛争解決につながるよう、仲裁規則の改正を進めるなどしてしのぎを削っています。また、国際仲裁におけるサードパーティファンディングの活用、簡易仲裁手続の拡充、国際調停の積極的利用といった新たな潮流も生まれています。

多種多様な国際ビジネス紛争について企業が戦略的な対応を行うためには、教科書的な通り一遍の知識だけでなく、実務の趨勢に即した形での多面的な理解が不可欠です。

そこで、本セミナーの第一部では、「国際ビジネス紛争解決の最新動向」と題して、企業法務担当者におさえていただきたい国際紛争解決実務の最新トピックを紹介します。また、第二部では、契約書に焦点を当て、契約内容にまつわる国際ビジネス紛争事例を具体的に検討・分析することによって、紛争予防のための契約書作成のポイントについて分かりやすく解説します。

《詳細は裏面をご覧ください》

### ●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	34,560円 本体価格 32,000円
一般	37,800円 本体価格 35,000円

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。  
(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)
- お申込み後(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- FAXでお申込の際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願い致します。(別番号への誤送信にご注意ください。)

一般社団法人企業研究会

担当：福田 E-mail [fukuda@bri.or.jp](mailto:fukuda@bri.or.jp)

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

181295-0902(※)		2018.4.16	
申込書 国際ビジネス紛争解決の最新動向と 紛争予防のための契約書作成のポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

# 国際ビジネス紛争解決の最新動向と 紛争予防のための契約書作成のポイント

講師： アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 井上 葵 氏

## ●プログラム●

13:00

## 第一部 国際ビジネス紛争解決の最新動向

- I. 国際ビジネス紛争の解決方法～仲裁・訴訟・調停
- II. 仲裁機関の最新動向
  - (1) 代表的な仲裁機関の規則改訂状況～改正内容のトレンドは？
  - (2) 各仲裁機関の特徴～日本企業はどの仲裁機関を選択すべきか？
- III. 国際紛争解決におけるコストコントロール
  - (1) 国際仲裁の費用の高額化～コストを抑えるにはどうしたらよいか？
  - (2) 国際紛争解決におけるサードパーティファンディングの実情と問題点
  - (3) 簡易仲裁手続 (Expedited Procedure) の利用～通常の仲裁手続との違い
  - (4) 国際調停の活用法～シンガポールの Arb-Med-Arb Protocol を題材に
- IV. アジア新興国投資と紛争解決
  - (1) アジア新興国ビジネスにおける有効な紛争解決手続とは  
～中国・ベトナム・インド・タイ・インドネシア・ミャンマーなど～
  - (2) 新興国投資における投資協定・投資仲裁の活用法

休憩

## 第二部 紛争予防のための契約書作成のポイント ～ケーススタディを中心に～

- I. 紛争予防のための契約書の重要性
- II. ケーススタディ
  - (1) 基本契約が存在しない事例
  - (2) 契約文言の解釈が問題になった事例
  - (3) 契約書相互間の整合性が問題になった事例
  - (4) 準拠法条項～ウィーン売買条約の適用の有無が争われた事例
  - (5) 強行法規の適用が問題になった事例
  - (6) 裁判管轄条項の有効性が問題になった事例
- III. 紛争解決条項・仲裁条項のポイント
  - (1) 実効性のある紛争解決条項とは
  - (2) 仲裁条項ドラフティングの考え方
  - (3) 欠陥のある仲裁条項の例～仲裁条項自体に争いが生じた事例を中心に
  - (4) 仲裁条項の交渉において何を重視すべきか

### 質疑応答

17:00

※講師とご同業の方は受講をお受けしかねる場合がございます。予めご了承ください。